

(目的)

第1条 この要綱は、自己が居住する住宅に省エネルギー性能の向上に資する設備を設置する者等に対して、その費用の一部を補助することにより、住宅のエネルギー利用の効率化を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(対象設備)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第1の対象設備の欄に掲げる設備であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同欄に掲げるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）を建築又は購入した者が当該ZEHの引渡しを受けた時点において、当該ZEHに設置されていた同欄に掲げる家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電池又は太陽光発電システム（以下それぞれ「家庭用燃料電池システム」、「家庭用蓄電池」又は「太陽光発電システム」という。）は、対象設備としない。

- (1) 別表第1の対象設備の欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ同表の要件の欄に規定する要件を満たすもの
- (2) 次のア又はイに掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる日が第5条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度（以下「対象年度」という。）の初日から3月10日までの間にあるもの
  - ア ZEH以外の設備 当該設備を設置した日
  - イ ZEH 当該ZEHの引渡しを受けた日
- (3) 未使用品のもの
- (4) 過去に本市の他の制度に基づく助成を受けていないもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下この項において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、同一の対象設備について次の各号のいずれかに該当する者が複数あるときは、そのうちの1人に限り補助対象者とするものとする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅に家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電池又は太陽光発電システムを設置した者
- (2) ZEHを自らが居住するために市内に建築又は購入する者であって、当該ZEHについて国が実施する対象年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助

金その他市長がこれに類すると認める補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けたもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に市長が別に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者のうちから、補助金を交付する候補者（以下「補助金候補者」という。）を、予算の範囲内において決定する。

3 補助金候補者は、対象年度の3月10日までに、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池 次のアからエまでに掲げる書類

ア 当該設備の設置工事に係る請負契約書の写し

イ 対象年度に当該設備を設置したことを証明する書類

ウ 当該設備の型式名及び製造番号が確認できる書類

エ 当該設備の設置に係る領収書の写しその他の設置又は購入金額を証明する書類

（2） 太陽光発電システム 次のアからカまでに掲げる書類

ア 当該設備の設置工事に係る請負契約書の写し

イ 対象年度に当該設備を設置したことを証明する書類

ウ 前号ウに掲げる書類

エ 前号エに掲げる書類

オ 当該設備の設置場所が分かる図面並びに設置前及び設置後のカラー写真

カ 電力需給契約書類の写し

（3） Z E H 次のアからカまでに掲げる書類

ア 当該Z E Hの売買に係る契約書の写し

イ 対象年度に当該Z E Hの引渡しを受けたことを証明する書類

ウ 当該Z E Hの購入に係る領収書の写しその他の購入金額を証明する書類

エ 当該Z E Hに係る国補助金の確定通知の写し

オ 当該Z E Hを構成する設備の設置状況が分かるカラー写真

カ 当該Z E Hに係るZ E Hマークが表示されたB E L S証明書の写し

（補助の決定）

第6条 市長は、補助金候補者から前条第3項に規定する書類の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により、補助金候補者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに、市長が別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第1項及び第3項並びに前条第1項に規定する手続を、対象設備（ZEHを除く。）の設置に係る工事の請負者、ZEHの売主等に代行させることができる。

(管理)

第9条 補助金交付決定者は、対象設備（ZEHを除く。）を設置した日又はZEHを建築若しくは購入し、当該住宅の引渡しを受けた日から起算して6年間（以下「管理年数」という。）善良なる管理者の注意をもって当該対象設備を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 補助金交付決定者は、管理年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 補助金交付決定者は、市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに、これを返還しなければならない。

(協力)

第13条 市長は、補助金交付決定者に対して、必要に応じて対象設備に関するデータの提供や地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月6日制定)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月20日制定)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日制定)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

対象設備	要 件
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される燃料電池システムであって、一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの
家庭用蓄電池	設置された住宅の発電設備と常時接続し、当該設備が発電する電力を充放電できるものであって、国補助金の補助対象設備として登録があるもの
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの
ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH)	外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅であって、国補助金により採択されているもの

別表第2 (第4条関係)

対象機器	補助金の額
家庭用燃料電池システム	20,000円

家庭用蓄電池	蓄電容量（小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に20,000円を乗じた金額。ただし、上限を80,000円とする。
太陽光発電システム	60,000円
ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）	150,000円